市会議案第４１号

新たな患者窓口負担増をやめ、安心して受けられる医療を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成２７年１２月２４日提出

吹田市議会議員　竹村　博之

同　柿原　真生

同　山根　建人

同　倉沢　恵

同　塩見みゆき

同　玉井美樹子

同　上垣　優子

新たな患者窓口負担増をやめ、安心して受けられる医療を求める意見書（案）

本年５月２７日の参議院本会議において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革関連法）が可決された。

同法には社会保障制度改革プログラム法に基づき、保険給付の見直しや、国民健康保険の都道府県単位化による新たな仕組みなどが盛り込まれている。具体的には、入院時食事代自己負担額の引上げ、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みである患者申出療養の創設、都道府県が財政運営の責任主体となることによる国民健康保険の安定化などが主な内容となっている。しかし、厚生労働省は委員会質疑の中で、その内容については、後期高齢者医療の保険料軽減措置の見直しも含めて、中央社会保険医療協議会などで審議するとの答弁を繰り返している。

大阪府保険医協会と大阪府歯科保険医協会が昨年１２月に会員医療機関に行った、医療・介護現場から見える貧困調査の中間報告では、治療中断を経験したことのある医療機関が医科で６割以上、歯科で約９割に上り、５割以上の医療機関が、この半年間で患者一部負担の未収金があったと回答したとの報道もあり、経済的な理由も治療中断の背景にあると思われる。

これ以上の患者負担の増加は、早期発見、早期治療という医療の原則が崩れ、患者の重症化を招き、更なる医療費の増大につながり、地方公共団体を疲弊させることは明白である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

１　入院時食事代自己負担額の引上げを行わないこと。
２　患者申出療養の導入を行わないこと。
３　後期高齢者医療の保険料軽減特例措置の廃止を行わないこと。
４　国民健康保険法の改正により、市民への負担の強要を市町村に押し付けないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月　　日

吹　田　市　議　会